

議員提出第4号議案

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく米軍再編交付金の改正に反対する意見書

上記の議案を提出する。

平成28年6月30日

提出者	稲城市議会議員	荒井健
〃	〃	藤原愛子

(提案理由)

地方自治制度のあり方と公金支出の原則を歪めかねない「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の改正に反対するため。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 に基づく米軍再編交付金の改正に反対する意見書

政府は、米軍の再編に応じて支払う米軍再編交付金の支給対象を、現行の市町村に加え、自治会等へ拡大する方針を固め、今年3月、辺野古への基地反対を表明している名護市を通さず同市辺野古周辺三地区の自治会に直接配る制度を強引に新設し交付した。

これは、明らかに、地方自治体に対する国の介入であり、自治体の運営に支障を与えるばかりか、地域を分断する行為であるとともに、団体自治という地方自治の本旨に抵触しかねない危険かつ卑劣な行為である。さらに、政府が自治会という任意団体に補助金を交付することについては厳格かつ適正な交付を規定している補助金適正化法の原則に照らして問題であるという指摘も出されているところである。

ところで、政府は、これらの批判に対し自らの過ちを質すのではなく、むしろ、そうした制度にお墨書きを与えようとして、その根拠である「駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法」を改定しようとしていると言われている。

このことは、日本の地方自治制度の根幹にかかわる問題であり、さらには、公金として厳格な運用と点検の求められる補助金支出のあり方にも関わる重大な問題である。政府は、自治体運営に介入するようなことは現に慎むべきであり、公金をまるで自分たちの裁量であつかえるような法改正は断じてすべきではない。

よって、稲城市議会は、地方自治体の尊厳を否定し、公金の支出の原則まで歪めて米軍の再編に協力しようとする今回の「駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の改正に向けた動きは、即刻、中止することを強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 30 日

稲城市議会議長 原 島 茂

内閣総理大臣 殿